

# 秩父市行政改革大綱

～市政を支える持続可能な  
行財政基盤の構築を目指して～

平成 28 年 4 月策定

秩父市

## 1 これまでの行政改革の取り組み

秩父市では、平成 18 年 3 月に「秩父市行政改革大綱」を策定し、合併前のそれぞれの地域が個別に行ってきた事業の統一化、整合化を図り、市民サービスの公平化を行うとともに、行政内部においては、事務のルールの一貫や人事、予算制度の改革を図り、職員が納得して職務を行える環境の整備などに取り組んできました。

また、行政改革大綱を着実に推進するため、「集中改革プラン」を策定したほか、中期財政計画や財政健全化計画に基づいた財政運営の健全化にも努めてきました。さらに、定員適正化計画に基づく職員の削減も推進し、一定の成果を上げることができました。

その後、行政改革大綱は、時代の変化に伴う新たな課題に取り組むため、平成 22 年 9 月に改訂し、事務事業の見直し、定員適正化の推進、民間活力の活用促進等の改革に継続して取り組んできたところです。

行政改革大綱の基本的な考え方の推移は、以下のとおりです。

### 平成 18 年 3 月策定 秩父市行政改革大綱

基本的な考え方	重点項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新市の一体性の早急な確保</li> <li>○市民との協働による新しいまちづくり</li> <li>○中・長期的展望に立った行政改革と継続的改善への取組</li> <li>○簡素で効率的な行政経営への取組</li> <li>○新しい行政経営システムの構築</li> <li>○指定管理者制度への推進及び第 3 セクター等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の見直し</li> <li>・時代に即応した組織、機構の見直し</li> <li>・定員管理及び給与の適正化への取組</li> <li>・職員の能力開発と効果的な行政経営</li> <li>・行政の情報化と市民参画の仕組の構築</li> <li>・公共施設の設置と管理</li> </ul>

### 平成 22 年 9 月改訂 秩父市行政改革大綱

基本的な考え方	重点項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○全庁で取り組むことが大切</li> <li>○前例踏襲型からの脱却</li> <li>○改革推進プランの作成を</li> <li>○実効性のある計画を目指して</li> <li>○事業の再検討を</li> <li>○中長期的な視点で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の見直し</li> <li>・定員適正化の推進</li> <li>・職員の能力開発</li> <li>・民間活力の活用促進</li> <li>・公共施設の整理統合</li> <li>・財政の健全化と財源の確保</li> <li>・市民との協働体制の推進</li> <li>・公営企業等の経営健全化</li> </ul>

また、行政改革大綱を実現するため、行政評価システムを導入し、事業の改善や見直しに役立っているほか、様々な計画を策定することで、実効性の高い行政改革に取り組んできました。各計画の策定状況は、以下のとおりです。

- 定員適正化計画（平成 17 年度策定・平成 26 年 1 月改訂）
- 行政評価制度（平成 19 年度導入）
- 財政健全化計画（平成 19 年度策定・平成 24 年 8 月改訂）
- 中期財政計画（平成 22 年度策定・毎年度更新）
- 公共施設ファシリティマネジメント方針及び基本計画（平成 23 年度策定）
- 公共施設等総合管理計画（平成 27 年度策定）

## 2 秩父市を取り巻く環境の変化

### (1) 人口減少、少子高齢化の進行

平成 17 年の合併時に 72,706 人であった人口は、平成 27 年には 65,741 人となり 9.6%も減少しています。今後の人口推計によれば、5 年後の平成 32 年には 61,485 人、10 年後の平成 37 年には 56,861 人と大きく減少することが予測されています。

また、人口構成でみると今後は年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少が著しく、老年人口（65 歳以上）の割合は上昇していくものと見込まれます。

こうした生産年齢人口の減少や高齢化率の上昇は、個人市民税を中心とする市税収入の減少や扶助費の増加につながるため、市民の暮らしに必要な不可欠な行政サービスにまで影響を及ぼしかねない状況となっています。

### (2) 公共施設等の余剰化・老朽化

平成 27 年 3 月 31 日時点の市内の公共施設は 1,378 棟あります。このうち 50 m<sup>2</sup>以上の建物の延床面積を合計すると 28 万 5848.8 m<sup>2</sup>となります。市民一人あたりで考えると延床面積は 4.35 m<sup>2</sup>となり、全国平均の 3.22 m<sup>2</sup>と比較した場合には 1.35 倍となります。自治体ごとの事情もあるため、一概に面積だけの比較は難しいとはいえ、合併前の旧市町村の施設がそのまま引き継がれていることが大きな要因で、同規模の自治体と比べても多くの公共施設を所有している状況です。

また、インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）についても、一般的な耐用年数とされる 40 年～60 年をまもなく迎えようとしている施設やすでに超えてしまっている施設が多数あります。

「秩父市公共施設等総合管理計画」によると、公共施設では今後 40 年間における更新費用の試算は年平均で 27.5 億円となり、過去 5 年間の普通建設事業費の 1.6 倍

にまで増えることが予想されています。インフラ資産でもそれぞれの更新費用の試算は、道路ではこれまでの普通建設事業費の1.7倍、橋りょう・上水道・下水道ではこれまでの経費の3.7倍・4.1倍・1.4倍と予想されています。

こうした施設・資産の更新経費・維持管理経費の増大による財政状況の悪化が強く懸念されます。

### (3) 合併特例措置の段階的な縮小

合併後10年が経過し、これに伴う様々な特例措置も段階的になくなっていきます。最も大きな影響を及ぼすのが、普通交付税です。普通交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。普通交付税は現行の合併特例期間が平成27年度で終了し、平成28年度から平成32年度にかけて段階的に減額され、平成33年度には特例措置がなくなります（一本算定）。平成27年度の算定内容で、一本算定の数値と単純に比較すると約13億円もの減額となってしまいます。

また、合併特例債の活用も平成32年度までで終了となる見込みです。

### (4) ちちぶ定住自立圏構想の継続的な実施

平成21年9月に1市4町で協定が締結された、ちちぶ定住自立圏（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）は、現在「第2次ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」により、平成27年度～平成31年度までの計画が進んでおり、平成22年度～平成26年度までの実績として、医療・産業振興・環境・水道分野など、計10項目で成果が上がっています。

今後もこの制度を活用し、市単独で事業を行うだけでなく、地域ぐるみで事業を行うことにより、更なる経費削減に努めていく必要があります。

## 3 今後の行政改革の必要性

以上のように、秩父市では、これまでも継続的に行政改革を進め、健全で効率的・効果的な行財政運営に取り組んできました。しかし、前述したさまざまな環境の変化に対応し、求められる行政機能を維持するためには、手を緩めることなく引き続き財政健全化の取り組みを推し進める必要があります。

また、多様化・高度化そして複雑化する市民のニーズに、限られた経営資源（職員・財源）で対応するとともに、地方分権改革の推進により、自治体は自ら創意工夫を行い、自主性・自立性の高い行政経営をすることが求められています。そのため、継続的に事業の改善に取り組むことはもちろんのこと、職員一人ひとりの資質を向上させることによる個の力、そして横断的で柔軟性のある組織全体の力を高めていくことが一層重要となってきます。

こうした状況を踏まえて、めまぐるしく変化する時代を乗り越え、秩父市が発展し

ていくためにも、さらなる行政改革に取り組んでいく必要があります。

そこで、次のとおり秩父市行政改革大綱を改訂することとします。

## 4 基本方針

これまでの大綱における基本的な考え方を原則引き継ぎながら、次の3つの基本方針のもと、行政改革を推進していきます。

### (I) 健全な財政運営

長引く景気の低迷や人口減少・高齢化、普通交付税の合併特例措置の段階的な縮小により、今後の財政状況が一層厳しくなることが見込まれます。安定的な財源の確保に努めるとともに歳出の抑制を図り、健全な財政状況を堅持していくよう努力していきます。

また、行政評価システムをもとに、すべての事務事業にメスを入れ、時代にそぐわない事業や効果の上がっていない事業については根本的な見直しを行い、事業の選択と集中を進め、業務の効率性を高めていきます。

### (II) 時代に即応した組織体制づくりと職員の意識改革

めまぐるしく変化する社会情勢や多様化する市民のニーズに対応するためには、スピードと柔軟性をもって取り組める組織体制と職員としての質の高さが求められます。効率的な組織の見直しに継続して取り組むとともに、従来の枠にとらわれない経営的な発想ができる職員の育成と意識改革を推進していきます。

### (III) 市民とともに進める行政運営

今後、市民に質の高いサービスを効率的且つ安定して提供するためには、市民と行政の協働による行政運営を行い市民のニーズを市政に反映させる仕組み作りが必要です。そこで、「秩父市まちづくり基本条例」の理念にのっとり、市民参画を促し、「市政を共に考える」ことを推進していきます。

また、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明確にしたうえで相互の信頼関係を築き、あらゆる分野で協力しながら、よりよいまちづくりを実現するための環境づくりに努めていきます。

## 5 主な推進項目

基本方針 I 健全な財政運営

### (1) 公共施設等ファシリティマネジメントの推進

市町村合併により類似の施設が数多く存在しています。「秩父市公共施設等総合

管理計画（平成 27 年 12 月策定）」「秩父市公共施設ファシリティマネジメント方針及び基本計画（平成 24 年 1 月策定）」に基づき、将来人口や地域性、財政状況を考慮しながら公共施設の状況を分析し、施設規模の見直しや転用・統廃合、長寿命化について検討を行い、適正配置と計画的な維持管理に取り組んでいきます。

また、インフラ資産についても長期的な視野から、長寿命化や計画的な整備、統廃合について、十分に検討していきます。

## （2）中長期的な財政の健全化

「秩父市中期財政計画（平成 22 年策定・毎年度更新）」や「秩父市財政健全化計画（平成 19 年度策定・平成 24 年 8 月改訂）」による健全な財政運営を推進し、中長期の視点で持続可能な財政水準を維持していきます。

各年度においては、職員が本市の厳しい財政状況をより理解し、事業の取捨選択や効率化を行うことで、歳出の削減に引き続き取り組んでいきます。

## （3）基本事業・事務事業の継続的改善

限られた資源で、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応する必要があることから、基本事業・事務事業全般について、常に見直しを行っていきます。

行政評価の考え方により事業の目的や目標を明確にし、執行方法、予算、必要とするヒト、時間、効果などを総合的に検証し、整理統合、再編を行い、効率的に事業が推進できるようにしていきます。

## （4）財源の確保

安定的な財源を確保するため市税の徴収率向上や公共料金の収納率対策に積極的に取り組んでいきます。

また、受益者負担の原則を踏まえた使用料・手数料等の適正化、ふるさと納税の推進、広告収入の拡充、当面利用目的のない普通財産の処分など、幅広く自主財源の確保に努めていきます。

## （5）民間活力の活用促進

公共サービスの維持・向上と業務の効率化や経費削減という視点から、民間の専門知識やノウハウを活用した方がより効果的な事業実施が見込まれる場合は、民間活力を活用した業務委託等を推進するとともに、公共施設においては指定管理者制度のさらなる導入の検討や制度の適正な運用に取り組んでいきます。

## （6）公営企業等の経営健全化

地方公営企業である病院事業については企業の経済性を発揮し、より一層の経営

改善を図り、経営基盤と自立性を強化していきます。

その他の特別会計についても一般会計からの繰出金の規模を縮小させられるよう、歳入・歳出をゼロベースで検討するなど、経営改善に努めていきます。

また、広域化としてスタートした水道事業については、秩父市が負担すべき財政割合を十分精査したうえで、適正な財政負担に努めるとともに、健全経営への努力も促していきます。

## 基本方針 Ⅱ 時代に即応した組織体制づくりと職員の意識改革

### (7) 組織力の向上

新たな行政課題や多様化する市民のニーズに的確に対応できる組織の構築を図り、効率的な業務の実施に努めていきます。

また、「秩父市定員適正化計画」に基づく職員定数の管理を行い、組織の状況に応じた適正な職員配置を行っていきます。

### (8) 職員の能力開発

質の高い行政サービスを提供するためには、職員個々の意識改革や資質の向上が不可欠となることから、研修をはじめとした人材育成の取組を強化し、職員の能力が最大限発揮できる環境づくりを進めていきます。

## 基本方針 Ⅲ 市民とともに進める行政運営

### (9) 市民参画の推進

市政の情報をわかりやすく市民に提供し、情報の共有を推進するとともに、広聴をより充実させることにより、実施可能な提案等は市政に反映させていきます。

### (10) 市民との協働

市民のまちづくり活動を促進し、パートナーシップの構築に向け、市民と行政の役割分担を協議しながら、協働のまちづくりを目指していきます。

## 6 行政改革大綱の期間

この大綱は、平成 28 年 4 月から施行し、終期は平成 33 年 3 月末とします。

なお、この大綱に変更が必要な場合は改正を実施します。

## 7 行政改革大綱を踏まえた具体的推進方法

この大綱に基づく行政改革の推進にあたり、基本事業評価シートに記入した改善提案

を「改革推進プラン」として位置付けます。この「改革推進プラン」は行政改革大綱基本方針の実現のため、具体的な取組計画とすることで次のとおり実行していきます。

- (1) 取り組み期間は、平成 33 年 3 月までの 5 年間とします。
- (2) 毎年度の行政評価に基づき作成し、社会経済情勢等の変化やその進捗状況に応じて見直しを図ります。
- (3) 職員一丸となってこのプランに取り組み、進捗状況については、「秩父市行政改革推進本部」に適宜報告し助言を得ることとします。
- (4) 平成 27 年度に実施した事後評価における改善提案を、平成 27 年度の改革推進プランとして遡って位置付け、進捗状況の把握も行っていきます。